

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める事務

提供先 NO	提供先	法令上 の根拠	提供先における用途
1	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの
2	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
3	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの
4	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの
5	市町村長	27	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの
5-1	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの
6	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
7	日本私立学校振興・共済事業団	56	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの
8	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
9	市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
10	市町村長又は国民健康保険組合	70	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって七十二條で定めるもの
11	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
12	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
13	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第一百七條で定めるもの
14	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百二十七條で定めるもの
15	市町村長	131	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第三百三十三條で定めるもの
16	独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第四百三十三條で定めるもの
17	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第六十條で定めるもの
18	都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第六十三條で定めるもの
19	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第六十六條で定めるもの
20	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第六十七條で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める事務

提供先 NO	提供先	法令上 の根拠	提供先における用途
21	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業についての肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの
21	都道府県知事	173	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの